

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和5年8月17日（木） （午前・ <u>午後</u> ） 2時10分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 3時30分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議 長	岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、 岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）、森 隆知（立命館大学政策 科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民） 【6人】（敬称略、五十音順）
欠席者	城谷 星（法人理事長）
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井法務コンプライアンス課長 代理兼コンプライアンス係長、南職員、高宮職員【4人】
開催形態	<u>公開</u> / 非公開
議題（案件）	(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について (2) その他
配布資料	議題(1) 資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p><b>【開会】</b></p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和5年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。</p> <p>本日の委員の出席状況であるが、委員7人のうち現時点の出席委員は6人、欠席委員は1人であり過半数の御出席をいただいているので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立している。</p> <p>本日の審議案件は、特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検についての1件である。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく。</p>
岡田会長 事務局	<p>では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。</p> <p>いない。</p>
	<p><b>【議題(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について】</b></p>
岡田会長	<p>議題(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について審議を行う関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>概要説明の前に、城谷委員から欠席連絡があったことを申し伝える。</p> <p>本日の諮問事項は、健康づくり課の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に関し、特定個人情報保護評価の重要な変更について、第三者点検を行う必要があるため、特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、特定個人情報保護評価書に記載された個人情報ファイルの取扱いにつき、審議会への意見を求めるものである。</p> <p>事務局からの説明は、以上である。</p>
岡田会長 健康づくり課	<p>次に、担当課から説明をお願いします。</p> <p>地方公共団体が利用する予防接種管理システムについて、令和7年度までに国のガバメントクラウドを活用した標準システムへの移行を目指すこととされている。本市の健康管理システムは、予防接種管理システムとして国の対象の20業務システムのうちの一つに該当していることから、クラウド化に対応するため、令和5年度末までに稼働機器をバージョンアップするなど当該システムの改修を予定している。本改修によるシステム上の変更点は、特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価の再実施及び全項目評価の変更を行うものである。なお、本年2月1日に本審議会において、評価書をご審議いただき適切に特定個人情報評価を実施している旨答申を得ている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題（案件） ・ 発言内容 ・ 決定事項
岡田会長	<p>お手元の評価書の30ページに今回の変更箇所を記載している。前回ご審議いただいた評価書に、ガバメントクラウドにおける記載を追記している。説明は、以上である。</p> <p>担当課からの説明を受け、事実の確認、その他ご質問、ご意見があればお願いしたい。</p>
安尾委員	<p>6ページの図が全体を表して分かりやすいと思うので、これに基づいて質問したい。図の中の黄色く塗られた箇所が、茨木市と考えてよいのか。</p>
健康づくり課	<p>そのとおりである。</p>
安尾委員	<p>中間サーバは黄色ではない。</p>
健康づくり課	<p>はい。</p>
安尾委員	<p>この図の理解しにくいところは、担当職員がどこに登場するのかということ。登場人物としては住民や医療機関があり、他の市区町村があるわけだが、市の職員、担当課はどこに登場し、どういうふうにやりとりをするのか、あるいは、情報システム部門はどこに関係するのか、少し見えにくい図であるということである。図を分かりやすくした方がより理解が得られやすいのではないかと思う。</p> <p>あと、他の市区町村からリクエストがあって、それに対して、必要な情報を提供するということだが、この図では、リクエストの経路が分からない。何かしらリクエストの経路があって、それに対し、市の担当課が妥当だと思えば、情報をその市区町村に送るのではないかと思う。その辺がこの図では分かりにくい。「他市区町村」へと向かう接種記録の矢印が二つあるが、同じものを指しているのか、ここを流れる情報が異なるものなのか。読めば書いてあるのかも分からないが、理解できなかった。このシステムを利用する人、それから、このサーバとかの運用をする人とかがあって、その中でお互いの役割分担があって、後で委託先が出てくるが、委託先はどこの部分に登場するか、情報システム課職員は、担当課はどこで登場するかということクリアにした方が、特に個人情報についてはいいのではないかと思う。</p> <p>私の推測だが、委託先は、該当するシステムのサーバ又はデータベースのメンテナンスやソフトウェアのアップデートなどの作業をすると。そのそれぞれに対し、個人情報やファイルへのアクセスの範囲などが決めていると思うが、そういう役割分担をはっきりさせておかないと。図なので、詳しく書くにも限界があることもよく分かるが、私からしたら何かもう少しほしいという感じはする。</p>
健康づくり課	<p>ご指摘を踏まえて、修正する。</p>
安尾委員	<p>簡単に引き受けて大丈夫か。結構難儀なことを承知で言っている。しかし、それを図示することで、お互いの役割分担が明確になり、共通理解とできたらいいかなと思う。このシステムだけではなく、全てのシステムに</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
健康づくり課 安尾委員	<p>ついてそう思っている。 持ち帰って検討する。</p> <p>続いて、4ページの「システム4：中間サーバ」に、「9 職員認証・権限管理機能」とあるが、担当課の職員はアクセスする必要があるのか。担当課から見ると、システムはいわゆるブラックボックスで、データが流れていくだけであって、アクセスする必要がなければ、権限は要らないのではないか。しかも、図では黄色に塗られていないから、茨木市のサーバではないようである。そこに、市の担当課のアクセス権限の設定は必要か。中身を見なければいけないようなことが発生しないのではないか。</p>
情報システム課  安尾委員	<p>中間サーバの「9 職員認証・権限管理機能」について、具体的には健康づくり課にログ等を確認する権限を与えており、実質の統括的な管理は情報システム課である。例えば、DVに関連する情報といった提供してはいけない情報について、中間サーバにも送っているため、当該事実の確認や送信などが適切に行われているかといった監査的な意味での確認において、担当課でも閲覧できるような権限を付与している。</p> <p>承知した。それから、12ページ「5 特定個人情報の提供・移転」の提供先が市区町村長、都道府県知事となっている。私は民間企業の経験しかないので、非常に奇異に感じるのだが、会社と会社のデータのやりとりでいったら、これは社長に該当する。社長に対して提供するのは、現実的ではない。市でも担当課同士でやりとりをしていて、担当課の責任者宛てに送付して、その下にいる職員が作業するなら分かるが、提供先は「市区町村長」で合っているのか。現実的ではない気がする。</p>
健康づくり課  安尾委員	<p>番号法において、情報照会者、情報提供者を「市町村長」と記載しており、法律に合わせるとこういう書き方になる。実際の実務は担当者間で行っているが。</p> <p>担当課にそれぞれ権限が委譲され、担当課の責任者同士でやりとりをするのはよく分かるのだが、この表記には違和感がある。市全体として全て市長に決裁がいく仕組みになっているのであれば、事務が渋滞するはず。私は、こういう表現は見直したほうがいいと思う。</p>
事務局	<p>法律の立て付けの話になるかと思うが、実施機関として市長が位置付けられていて、実際のシステム操作は市長の補助職員として、それぞれの職員が作業を行う形になる。</p>
安尾委員 事務局	<p>そうしたときに、提供先にその旨を記載したらまずいのか。</p> <p>あくまでも法律上、提供するのは、実施機関である市長にという形にはなるのかなと。市長・知事という表現にならざるを得ないと考える。</p>
安尾委員  事務局	<p>これを見ると、1日の間に市長がどれだけの数の決裁をしなければいけないのかとってしまう。</p> <p>実際の決裁に関する話になると、決裁権限は下ろしているため、市長より</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
岡田会長	<p>も下の職員になるかと思う。</p> <p>安尾委員、ピント外れかもしれないが説明したい。</p> <p>茨木市が外部に対して法的効果を伴う行為を行うときには、茨木市長が行うことになる。だから建前上、茨木市長の名前で全部出すことになる。この市長の権限を他の者が代わりにする場合に、3つの形態がある。委任と代理と、3番目は補助執行や内部的委任、専決とか代決など様々な言い方があるが、委任の場合は法令の根拠がないと委任できなくて、その委任に基づいて、第三者が市長の代わりに行う。代理のときは市長の代理という代理関係を示して、代理された者が行う。3番目の場合だと、市長の名前で、市長とは全く関係なしに第三者が行う。だから、ほとんどの場合は補助執行の形で、いわゆる役所の役人が行って、外部に示すときは市長の名前で、という形態をとっている。</p> <p>例えば、大学でも学生に学生証を交付するが、学長の名前で学生証を交付していても、実際学長が名前を書いて押印することはしていない。補助執行の形で行われている。だから、私個人は市長名の文書がくることについて余り違和感はない。</p>
安尾委員	<p>提供先というのは、茨木市の総責任者は市長だからということか。</p> <p>最後に、こういうことを聞いていいのかどうか分からないが、13ページの&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;において、データセンターに設置している旨書いてあるが、これは明らかにしてはならないデータセンターなのか、それとも一般的なデータセンターのことを指すのか。</p>
情報システム課	<p>中間サーバ等の設置場所について「データセンター」と記載しているのは、総務省から提示をされたものを受けてである。具体的な場所は明示されておらず、市から直接問い合わせをしたことはないが、一般的には調べても分からない場所、秘匿されているものという認識である。</p>
安尾委員	<p>それであれば、「総務省管轄データセンター」と記載されていればなるほどと思う。6ページの図で中間サーバの左に書いてあるワクチン接種記録システムも、おそらく総務省管轄のどこかのデータセンターのサーバの中に、共有ファイルが置いてあると。その1箇所には茨木市は間借りしているとか、割り当てられていると。そういう理解で合っているか。</p>
情報システム課	<p>そのとおりである。</p>
安尾委員	<p>承知した。以上である。</p>
今枝委員	<p>冒頭で説明された、令和7年までに移行して、というところに絡んで理解できていないところがある。30ページ一番上に記載されている委託事項を見ると、変更後は「または『専用線を介した委託先拠点から本市ガバメントクラウド環境へのアクセス』」という記載が追加されていて、これは先ほどの安尾委員の指摘とも絡むが、6ページの「健康管理システム」の中に入っている情報をクラウド環境に移し、あるいは移されたものにアクセ</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
健康づくり課 今枝委員	スすることになるということなのか。この図でいうと、健康管理システムのどこに、クラウド環境が新しく作られるのか。 国が作るクラウド環境にのせるイメージである。 それでは、30ページの3番目の変更箇所絡めて確認したい。消去に関しては市がする、オンプレミス環境からガバメントクラウドへの移行は本市が委託した開発事業者が行う等書いていて、予防接種台帳をクラウド環境に移行することを委託業者がする、どこにクラウド環境が出来て、何が入っていて、委託業者が何をして、消去は本市の職員しかしていないというふうなことが、ちょっと理解が出来ていないので、その辺りをもう少し説明いただきたい。
健康づくり課 今枝委員	健康管理システムの予防接種台帳のサーバ内には現時点で入っている市民の情報があり、これをクラウド環境に移す作業は業者がこれから行う。 その移行を表しているのが、変更箇所の先ほどの部分か。
健康づくり課 今枝委員	クラウドへの移行については、開発しながら中のデータベースの引っ越しもすることとなっている。 消去方法というところに括っていいかは分からないが、そのことを書いていることは承知した。クラウド環境に委託業者が移した上で、これまでやっていたようなVRSとの連携等も、委託業者がクラウドの専用回線を使って自らすと。それが変更箇所ということか。
森正治委員	おそらく最初の説明で十分に内容が伝わっていないと思う。つまり、今まではオンプレミスだったが、政府の方針等によって、ある時期までにガバメントクラウドにシステムを移行することになっていることから、今回諮問をしているという説明だったかと思うが、その辺が余りクリアでなかった。私は仕事の関係もあって理解できるが、一般の方が聞くと、先ほどの安尾委員の話でもあったかと思うが、どこに何があって、どういうふうに動いていっているかということが分かりにくい。極端にいうと、システムは変わらないが、データを置いてある場所が、今までのオンプレミスからガバメントクラウドに移るということではないか。
健康づくり課 森正治委員	はい。 普通に聞いているとそのことが分からないため、必要であればもう一度ご説明された方がよいのではないかと。
安尾委員	6ページの図でいうと、黄色で囲まれているシステムが全て全国共通のシステムに移るのか、一部なのか。その辺がクリアではない。
森正治委員	私から言わせてもらおうと、全部移る。とはいえ、茨木市のシステムでなくなるのではない。茨木市のシステムだが、置き場所が変わると理解していただくのが一番近い。
安尾委員 森正治委員	各市のシステムは異なるのに運用やメンテナンスはできるのか。 だから、その前に標準化がある。例えば、健康管理システムについて、茨

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
<p>安尾委員 森正治委員 安尾委員</p>	<p>木市が日立のシステムを使用しているなら、オンプレからクラウドへの移行も日立のシステムを使って行う。ただ、基本的には全国共通なので、日立のシステムを使う限りは、どこの市でも同じシステムを使う。細かいことをいうと、少しずつ違うのだが。</p> <p>日立のシステムもあれば、富士通のシステムもあるということか。</p> <p>そのとおりである。それが同じ場所に行っていると思ってもらって。</p> <p>しかし、市としてはインターフェイスをとらなければいけないシステムが残らないのか。</p>
<p>森正治委員</p>	<p>原則として残してはいけない。私も質問しようと思っていたが、今回健康管理システムだけが審議対象となっているが、標準システムやガバメントクラウドへの移行について、他のシステムはどうなのか。政府の方針に従うと他のシステムも全部同じ道を辿るのに、何でこれだけなのかというのは、一番聞きたかったところである。</p>
<p>安尾委員 森正治委員 今枝委員</p>	<p>全部上手くいけば、情報システムの方は楽になるだろうが。</p> <p>それが理想だが。</p> <p>非常によく分かりました。私も他のシステムがどうなるのかと思っているため、また後で教えていただきたい。</p>
<p>健康づくり課 今枝委員</p>	<p>そうすると、これまでと変わるところとして、クラウドに移行する業務等によって、その委託先の拠点からアクセスができるようになる、メンテと紐づけだけというところは変わっていない。委託先からのアクセスに関しては、変更点はあるが大丈夫であると説明していただいたと。消去に関しては職員しかやらない、これはもともとから変わっていないし、クラウド移行後も変わらないということか。</p>
<p>健康づくり課 今枝委員</p>	<p>消去について委託はしていない。</p> <p>職員が逐一チェックして、消去していくのか。</p> <p>現時点では、健康管理システムの中で消去する事務が毎年発生しているわけではないのだが。</p>
<p>今枝委員</p>	<p>マイナンバーには保管期限があって、その管理を一括でされないといけないのだろうとは思っているので。そこはまた、別の問題かもしれないが。</p>
<p>健康づくり課 今枝委員 事務局</p>	<p>今回の委託業者は情報の消去をしておらず、別の手段になる。</p> <p>承知した。</p> <p>事務局から補足で、先ほど他のシステムについての質問があったが、諮問の対象となるのが、特定個人情報に関するシステムであることと、全項目評価が必要であることである。全項目評価の条件としては、対象人数が30万人以上と線引きされている。本市の人口が約28万人で、人数的に30万人を超えないシステムが多いということがある。しかし、全ての市民の情報を扱うシステムについては、30万人を超える可能性が高いため、それらは諮問されることとなる。会議の最後で日程調整をお願いする予定だった</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題（案件） ・ 発言内容 ・ 決定事項
森正治委員 事務局	が、今後もご審議お願いしたい案件がある。 住基システムも今年度諮問があるのではないかと。 次回、諮問予定である。
森正治委員 情報システム課	順番でいうと、住基システムの方が先なのでは。基本のシステムなので。 本市の移行スケジュール上、全項目評価が必要なもので一番早かったのが 今回の健康づくり課のシステムだったため、このタイミングでご審議いた だいた。住基システム等は、後日審議をお願いしたい。
森正治委員 情報システム課	全システムが標準化対応なので、変更が発生するはず。その中で、住基が 基本であるというのが頭にあったもので、若干奇異な感じがした。移行の タイミングとしては、今回のものが先に移るということか。
安尾委員	そのとおりである。 市が委託元だと思うが、移行に伴い変わるのか。
森正治委員	委託元は変わらない。
安尾委員	茨木市がシステムを保有することになるのではないのか。
森正治委員	そこがややこしいところである。保有というより、茨木市は利用する。
安尾委員	移管したときに、茨木市の手から離れると思うのだが、違うのか。
情報システム課	運用・保守する業者は変わらないのがほとんどだと思われる。このタイミ ングで新しいシステムに乗り換えてクラウド化するものについては一概 に言えないが、ほとんどが、同じ委託業者にメンテナンスをお願いするよ うな、既存と同じような形で場所が移っただけという運用に近い形になる と考える。
安尾委員	どの市町村も全く同じシステムではなくて、それぞれ異なる部分があるか ら簡単な作業ではないだろう。
森正治委員	ただ、先ほどから言っているように、まず標準化という作業があって、標 準のシステムに移行した後、ガバメントクラウドと呼ばれる、国が契約し ているところに、それぞれのシステムを載せて運用するようにと。そうい う動きになっている。
森隆知委員	健康管理システムは、予防接種以外の業務では使用しないのか。もし、そ れ以外の使用や役割があるのであれば、個人情報と紐づくようなデータベ ースがあるのかどうか知りたい。
健康づくり課	予防接種以外にも各種健診業務をやっているため、それら健診の情報が含 まれる。
森隆知委員	そうすると、個人情報のデータベースが、この予防接種台帳以外にもクラ ウドに上がることになるかと思うが、それらは、先ほど説明のあった30万 人を超えないので、対象になっていないという理解でいいのか。
健康づくり課	はい。
森隆知委員	承知した。今回のメインの話とは異なるし、前回も言わせてもらったかも しれないが、例えば、3ページのVRSシステムの他のシステムとの接続

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
健康づくり課	関係について、一つも丸がないのはなぜか。 VRSと健康管理システムは、通信回線で繋がっているわけではなく、職員が手動で同期を図っているものである。直接接続しないという意味で、丸を入れていない。
森隆知委員	承知したが、最初に安尾委員が言われたように、6ページの図では接続の方法等も全て同じ線で分かりにくい。あと、この評価書の様式は市の様式なのか。
健康づくり課	個人情報保護委員会の様式である。
森隆知委員	承知した。だから、オプションの選択肢が「庁内連携システム」等となっているということか。図では「団体内統合宛名システム等」と表現されているので。
健康づくり課	今回変更する部分ではないが、20ページの一番下のところで、VRSシステムにおける措置について、「特になし」と書いている。これは、市として定めていないのか、定めているものの、一旦、国を経由して契約するからこういう書き方なのか。この表現が誤解を招かないかと思ったもので。
森隆知委員	国と株式会社ミラボがVRSの開発と運用を契約していて、茨木市は、そこに間借りしている形である。健康管理システムについて、取扱いに関する規定を定めているとしているのは、ベンダーと茨木市の契約内容を受けており、VRSについてではない。
森隆知委員	個人情報の取扱いに関する評価書なので、特になしと記載するのは、非常に違和感がある表現だと思う。VRSシステムについて書く必要がないのであれば削除した方がいいと思うし、先ほど説明されていたように、「国を経由して管理している」等、注意書きがあった方がよりいいのではないかと思う。
安尾委員	茨木市として、必要な仕組みということで。
森隆知委員	茨木市で必要がないことはないと思われる。国がやっているから、国にお任せするというのが気になったところである。
森正治委員	ガバメントクラウドの話とは少しずれるが、19ページの「リスク3：従業者が事務外で使用するリスク」とあるが、事務外は「事業所の外」という意味ではなく、本来の事務の他で、ということ合っているか。たまたまユーザーIDやパスワードを知った人間がパソコンを触るとか、例えばそういうことに対するリスクの話をしていると。
健康づくり課	本来の業務の目的以外の目的で使うことに対するリスクである。
森正治委員	当然それを使える人は決まっていて、目的以外のことで、その操作をする権限を持っている人が使うことを禁止しているという意味か。
健康づくり課	そのとおりである。
森正治委員	その内容として「指導・徹底する」と書いてあるが、もう少し書きようがないのかなと思う。何かしようとする、そこで引っかかる仕組み

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
<p>安尾委員 森正治委員</p>	<p>になっているとか、ログですぐ分かるようになっているとか、もう少し物理的かというと、具体的に書くのが、より効果的なのではないか。例えば、「研修をしている」と書いていたとして、研修していても漏えい事故は多く生じていると思うので、今後はその辺を考えていただきたい。 よくあるのがチェックリストで確認する。これも余り役に立たない。 同じように、18ページに「個人番号と個人情報の紐付けが行われないようにシステムにおいて制御を行う。」と書いているが、「システムにおいて制御を行う」とは何かと思う。具体的に記載するのは問題かもしれないが、どういう制御をしているのか、もう少し何か必要ではないかと。前々からこういう文章の中で見られる、「システムでしているから大丈夫」というのは少し甘いのではないかと。</p>
<p>安尾委員</p>	<p>個人のコードなんかは、アルゴリズムに基づいた変換みたいなことをシステムの中で行う。このシステム制御はそういうことを指している訳でもないのか。</p>
<p>森正治委員</p>	<p>想像だが、IDなどで、関係ないアクセスを弾くようなことだと思うが、そういう内容について最低限書いていただきたい。</p>
<p>森隆知委員</p>	<p>30ページの中で、「クラウドサービス事業者」と「クラウド事業者」とが混在しているが、これらは別の者を指すのか。</p>
<p>情報システム課</p>	<p>クラウドサービス事業者は国がリストに登録している複数の事業者のことで、そのうち市が使っている事業者をクラウド事業者としている。複数のベンダーと個別の委託事業者を切り分けた記載の仕方である。</p>
<p>森隆知委員</p>	<p>31ページの&lt;その他のリスク対策&gt;の2段落目で、「…原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する」と記載されているが、誰が対応するのか。その後の部分を読むと、「国が」ではなく「国は」となっていることで、様々な解釈ができるかなと思う。</p>
<p>情報システム課</p>	<p>国がクラウド事業者に指示して対応するようにと、契約の履行をさせにくく立場ということである。</p>
<p>安尾委員 森隆知委員</p>	<p>「国」とは誰のことを言っているのか分からない。 個人的な感覚かもしれないが、趣旨としては理解したが、もう少し明確な表現をされた方がいいではないかと思う。 同じ箇所、ASPについて、「その業務データの取扱いについて委託を受ける」となっているところと、「本市に業務アプリケーションサービスを提供する」となっているところがあるが、これらはそれぞれ別のASPなのか。同じASPだが、役割が複数あるのか。もし意味があるのであればこの表現で構わないが、区別がないのであれば同じ表現をした方がいいと思う。関係があるかもしれないが、30ページの一番下の箇所でASPの略称を置いているが、契約するASPが一つのみならば、先ほどのところ</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
<p>森正治委員 健康づくり課 森隆知委員</p>	<p>も含め、表記を検討されてはどうか。 同じものを指しているように思われるが。 確認する。 あと、細かいところだが、30ページⅡ－6で「基盤管理事業者」と記載されているが、これは業者としては同じかもしれないが、役割として違うので、こう表現しているという理解でいいのか。</p>
<p>情報システム課</p>	<p>記載の方法がよくなかったというのがあるが、ASPやガバメントクラウド運用管理補助者というのが非常にややこしい扱いになっている。具体的には、同じ事業者の場合もあれば、異なる場合もある。例えば、ネットワークセキュリティを管理するものと、実際のアプリケーションを管理するベンダーが一緒とは限らないということがある。今回全く同じベンダーということではないことからこういった表現にしているが、分かりづらい表現だった。</p>
<p>岡田会長 森正治委員</p>	<p>最後に何か質問はあるか。 これは提案だが、今後同様の諮問があるときに、業者や関係者との関わりを整理したものがあれば、もう少し分かりやすいと思うので、次回は別途そういったものをご用意いただきたい。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>その点はよろしくお願ひしたい。それでは、質問がないようなので担当課は退席し、審議会で検討を継続する。</p>
<p>岡田会長 森隆知委員</p>	<p style="text-align: center;">＜質疑応答終了／担当課 退室＞</p> <p>本件議題について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。 基本的には承認の方向でいいと思うが、委員から指摘があったところは修正していただきたいと思うので、担当部署で検討の上で認めるという、条件付きで承認するのがいいのではないか。</p>
<p>安尾委員</p>	<p>評価書そのものを、市民の方が見たり、担当課以外の課等が参考にしたりする際に、分かりやすいものにしていただければ。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>それでは、森職務代理が提案されたような形で基本的には承認し、表現等については分かりやすくなるよう配慮するようという趣旨の要望をつけることとする。 その要望の下において、本件議題の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価について、特定個人情報保護評価委員会規則第7条第4項に基づく第三者点検として、当委員会が行った点検において、その結果、記載内容に問題はないものと認めてよろしいか。</p>
<p>各委員 岡田会長</p>	<p>＜異議なし＞ それでは異議なしと認め、次の議題に進む。</p> <p><b>【議題(2)その他】</b></p>

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 事務局	<p>その他事務局から何かあるか。</p> <p>次回の審議会について、特定個人情報保護評価書の全項目評価書の第三者点検の案件が2件ある。合わせて、前回ご説明したとおり、個人情報の取扱い等の運用状況について、中間報告をしたいと考えている。</p> <p>〔日程調整〕</p>
岡田会長 事務局	<p>事務局からは以上か。</p> <p>以上である。</p>
岡田会長	<p>では、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。</p> <p><b>【閉会】</b></p>
	以上